

# MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT

関西より発信

No. 182  
【発行・編集】  
MASUKI 情報デスク  
増木直美  
大阪府豊中市上新田 2-6-25-113  
TEL 090-3621-1509  
FAX 06-6835-0974  
http://mid.parfe.jp/  
mid@jewel.ocn.ne.jp

● 祝祭日には国旗を掲げましょう!



神風特別攻撃隊・白鷺隊発信基地 海軍最強の戦闘機紫電改の故郷  
鵜野飛行場跡慰霊と見学の遠足

## 英霊への追悼の言葉

NPO 法人百人の会理事長  
大阪市会議員 辻 淳子

私たちは、今日十五名で、新風特別攻撃隊白鷺隊、この姫路の地加西に皆様方の慰霊のためにやってまいりました。戦時中日本の国を守るために皆さん一生懸命働いてくださいました。そして後を担う人達のために、立派な日本を作ろうというお気持ちで働いていただいたお気持ちに心から感謝を申し上げます。私たちはこの現在を生きているものとして、皆さんに恥じないように、日本の国を良い国にしていくように頑張っていくことをこの場でお誓い申しあげまして、今日まいりました、皆さんの気持ちを代表して慰霊の言葉を、皆様の御霊の安寧をお祈り申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

※ 現地でのご挨拶を動画からそのまま文字おこしています。少々意味の取り違いの点はいし承くたわひ。

10月15日、「NPO 法人百人の会」では辻淳子理事長以下約10名で兵庫県加西市鵜野飛行場跡を慰霊と見学に訪れた。

君が代斉唱 辻淳子理事長の献花、「慰霊のごとけ」、そして「海ゆかば」斉唱、黙祷 簡単だが英霊の御霊よ安らかなれと合掌し慰霊した。兵庫県加西市、大阪(千里)から高速山陽道で40分ほどのところに、鵜野(うずらの)飛行場がある。ここは姫路海軍航空隊があり、パイロットの訓練の最終段階が、そして神風(しんぷう)特別攻撃隊『護皇白鷺隊』そして川西航空機が開発した海軍最後にして最強の戦闘機『紫電改』の故郷であります。

戦後70年以上を経た今も多くの施設跡がほぼ完全なる姿を留め、全長1200mのコンクリート製滑走路を中心とした一大戦争遺跡群が形成されています。

鹿兒島の「知覧」は有名ですが、ネットで「遺跡 戦争」等のキーワードでたくさん戦争遺跡が出てきます。どうかお近くの遺跡を訪ねていただければ幸いです。

「M情報」は連合艦隊です。その旗艦が「NPO 法人百人の会(理事長、辻淳子大阪市会議員)」。2番艦が「英霊を被告にして委員会(代表中村重行)」、3番艦が「憲法一条の会(代表小野馨子)」。これらの団体にいただいたご意見等をM情報の責任で発信しています。

◀M情報活動報告▶編集指針; 政治や国際問題、市民活動に全く無縁だった一般の人たちに、「おばちゃん語」で政治を届ける

# 各議会・政界・行政関係レポート

## 近現代史教育の重要性

大阪府議会 教育常任委員会  
質問 大阪維新の会 上島一彦  
平成28年10月17日

※ 次の記録は公式議事録でも、未定稿でもありません。質問の原稿です。  
また、質問の順番を逆にし、掲載しています。

委員会としてこの記述についての補完教材を作成し、これらの教科書を選定した学校に対しては、この教材を使用することを条件に採択することとした。

○ これらの教科書を採択した学校に対しては、その補完教材の使用について確認報告書の提出を求めており、当該のすべての学校において、補完教材の配付とこれに基づいた生徒への指導がなされたことを確認している。

○ また、朝日新聞社が平成26年8月に「吉田氏が済州島で慰安婦を強制連行したとする証言は虚偽だと判断し、記事を取り消します」としたことを受け、府教育委員会では、「慰安婦」に関する補完教材を作成し、平成27年10月、府立学校に対して、いわゆる「慰安婦問題」を授業等で取り扱う場合は、この補完教材を対象生徒全員に配付の上、すべての内容について指導するよう通知した。

○ この「慰安婦」に関する補助教材についても、すべての府立学校に対して、確認報告書により、各年度2月末時点で活用状況を報告するよう指示している。昨年度は26校から、補助教材を対象生徒全員に配付の上、生徒の知識や理解が深まるように指導を行ったとの報告があった。

○ 今年度においても、校長研修において、すべての校長・准校長に対して補助教材の活用と生徒への指導を指示するとともに、活用状況についてヒアリングを行った。

問1 府教育委員会では、教科書において記述が不足している「国旗国歌」や「慰安婦」の問題について、補完教材を作成し、生徒に配付しているはずですが、その指導は教育現場で徹底されているのか伺います。  
答1 (松田 高等学校課長)  
○ 府教育委員会においては、平成25年7月、実教出版株式会社の教科書「日本史A(日A302)」や「日本史B(日B304)」にある国旗掲揚、国歌斉唱にかかる記述について、平成24年1月16日の最高裁判決で、国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であると認められたことに全く言及がないことから、一面的であるとの見解を示した。

○ そして、平成25年9月に、府教育

て、府立高校154校のうち、26校しか配布されていないようでは、少なすぎると感じます。  
生徒は、普段から、教科書の内容を予習するよう指導されているわけですから、今後は教科書配布時に、補助教材を添付すべきです。

国際社会に通用するグローバル人材を育てるためにも、生徒が、「慰安婦問題」や「南京事件」などについて、自国の歴史を正しく理解していることが必要です。  
中国や韓国との歴史認識の違いが、我が国の外交上の問題となっていますが、米国の高校でも、「慰安婦問題」や「南京事件」について、教科書の誤った記述による授業が行われ、米国在住の日本人生徒がいじめにあうという事件が起こっています。

この問題では、19人の日本人歴史家が、米国の公立高校で使用されている世界史の教科書において、「旧日本軍による慰安婦の強制連行」など、事実とは異なる記述があるとして、教科書を編集した米マクローヒル社に対して訂正勧告を出しましたが、この事件は、まだ収束していません。

生徒達に、自国の歴史を正しく教える事は、我々大人の義務でもありますが、大阪府の高校における、近現代史教育の実施状況について伺います。

答2 小中学校に関する坂本小中学校課長の答弁は、時間の関係でカット  
(松田 高等学校課長)

○ 高等学校では、日本の近現代史については、おもに地理歴史科の日本史で学習することになっており、日本史には「日本史A」と「日本史B」の2つの科目がある。

「日本史A」は近現代史を中心に、「日本史B」は原始・古代から現代における日



〔左〕 上島一彦(大阪府議)

本の歴史を学習する。

○ 次に、府立高校における日本史の履修の状況について説明する。

高等学校学習指導要領においては、委員お示しのとおり、世界史が必修であり、日本史については地理との選択履修となっており、府立高校では、154校のうち64校が、すべての生徒に対して日本史を必修にしている。また、4校を除く他の86校においては、日本史を履修できるようにしている。

○ 「日本史A」や「日本史B」以外にも、「現代の日本史」や「日本史演習」などの科目を独自に設けている学校もあり、正確な数字を把握しているものではないが、昨年度文部科学省に報告した今年度の教科書の需要数から推計すると、およそ85%の生徒が日本史を学習していると考えられる。

問3 およそ85%の生徒が日本史を履修しているとのことですが、それらの生徒全員が、本当に近現代史を正しく学んでいるのか、はなはだ疑問です。

この問いには、府立高校のWebページに掲載されていた指導と評価の年間計画である、シラバスを確認したところ、近現代史教育に至らず、明らかに途中で終

わっている、不適切な事例が、散見されます。府教育庁として、府立高校全校のシラバスを追跡調査し、近現代史まで学習・指導が徹底されているか、確認するべきですが、お答えください。

答3(松田 高等学校課長)

○ 授業で学習する項目や内容は、学習指導要領に定められており、近現代史の内容についての学習が行われていないならば、不適切な事態である。府立高校のWebページに掲載されているシラバスの中で、近現代史の学習内容の記載がないものがあることは、大変遺憾であり、当該校の実際の授業が学習指導要領に沿った内容となっているかどうか、確認を行っているところ。

○ あわせて、全校のシラバスについても再確認も行い、万一、近現代史の内容を学習していないなど、不適切な実態があるようであれば、府教育庁として学校に指導を行い、是正していく。

問4 大阪府立高校で、Webページにシラバスを掲載している学校は、とても少ないと考えます。

一方、東京都立高校では、すべての学校でシラバスが掲載されています。

東京都に確認したところ、東京都教育庁が、都立高校に対して、必ず掲載するよう通知しているとのことでした。

大阪府においても、東京都と同様に、全府立高校に対して、Webページにシラバスを掲載するよう通知するべきですが、見解を伺います。

答4(松田 高等学校課長)

○ 今年度、Webページにシラバスを掲載している学校は、府立高校154校のうち42校である。

○ シラバスは生徒自らが計画的かつ主体的に学ぶために必要な情報であるため、各学校に対しては、生徒や保護者に様々な方法で周知を図るよう指示している。また、シラバスは中学生やその保護者にとっても、学校選択のための重要な情報となることから、Webページに掲載することにより広く公開することは意義のあることと考える。府教育庁としては、各府立高校がWebページへシラバスを掲載することにより、広く公開が進むようになってまいりたい。

再質問 今の答弁で、シラバスは、中学生やその保護者にとって、学校選択のための重要な情報であるにも関わらず、今年度、Webページにシラバスを掲載している学校は、府立高校154校のうち42校と、少ない事実が判明しました。府教育庁が、全府立高校に対して、Webページにシラバスを掲載するよう通知するのか、改めて確認します。

答(高等学校課)

○ 府教育庁としては、来年度からすべての府立高校がWebページへシラバスを掲載するよう指示します。

問5 今後、府教育庁は、近現代史教育のさらなる充実を図り、また、シラバスが全府立高校のWebページに掲載されるよう、指導を徹底して下さい。

また、管理職による授業観察が年2回以上行われており、週案も提出されているのに、そのチェックが、全くなされていないケースも、あるようです。

「その背景には、教職員団体の影響があり、教員はどんな内容の授業であつても、やりたい放題で、管理職も踏み込まないことが、暗黙の了解になっている。管理職は、教員を刺激して問題を起こさ

ない事が出世のポイントであり、授業観察も、週案のチェックも形骸化している。学校によっては、自虐史観や左翼思想を持つ教員らが中心となり、自分達の勝手な都合を押し付けて、指導しやすいシラバスを主張するケースがある」という、現場の情報を得ました。

答5(松田 高等学校課長)

○ 校長は日頃から教職員の職務遂行状況の把握に努め、必要な指導・助言を行い、教職員の育成を図るべき立場にある。

○ 管理職が、授業観察を行うのは当然のことであり、委員がお示しのような状況があるならば、府教育庁として厳しく指導してまいります。

### 幼児虐待や子供への暴行

埼玉県議会 2月定例会  
質問 無所属県民会議 鈴木正人  
平成二十八年二月二十六日

平成28年 2月 埼玉県定例会  
二月定例会 第八日(二月二十六日)  
平成二十八年二月二十六日(金曜日)

質問 鈴木正人  
続いて、大きな五、幼児虐待や子供への暴行事件を起こす親についての情報収集並びに検証及び対策について。

残念ながら、親が自分の子供を暴行して死亡させるとい痛ましい事件が絶えません。先日も大阪府で、二十二才の父親が「風寝中に子供の泣き声で起こされて、いらいらした」との理由だけで自宅アパートで長男の頭部に何らかの暴行を

加え死亡させました。

本県でも一月に、狭山市で三歳の女の子に母親と内縁の夫が熱湯をかけるなどの激しい虐待をした上、死亡させた事件では、LINEを使って「帰ってからこうしよう」「今日も水をかけよう」などと虐待内容を相談していた残酷さや身勝手さに多くの国民があきれ、怒りを感じた事件であったと思います。

こうした事件を目にするたびに、自分の子供を虐待し、死に至らしめる親というのは、幼い頃どうい環境で育ち、親にどういしつけや教育を受け、学校教育ではどうだったのかという点が非常に気になります。

今回の一連の事件は、決して偶然でもなければ一過性のものであるとも思えません。埼玉県の児童相談所におけるさいたま市分も含めた虐待通告受付件数の推移を見ても、平成二十二年には件数が三千四百四十九件だったものが、平成二十六年には僅か四年間で七千二百八件と倍以上に増えており、事件を起こす予備軍がものすごい勢いで増加していることが伺えます。

埼玉県内の児童虐待で実際検挙された件数は、平成二十三年には三十八件だったものが、平成二十六年には倍近くの六十九件に増えております。昨年は四十



〔右 鈴木正人議員〕

七件と一旦減ってはおりますが、データから推察すると依然として予断を許さない状況は続いていると感じております。こうした虐待事件で検挙された親や児童虐待で通告された親から事情を聞くために、教育局は警察や児童相談所を通じて情報を共有し、世間的に一番気になる育った環境や親のしつけや学校教育がどうだったのか調査をしているのでしょうか。

個人のプライバシーや人権の問題もあるでしょうから、直接お話を聞きづらいこともあるかもしれません。そうした場合は、子供の虐待を繰り返す親の更生を手助けしているボランティア団体などを通じて傾向を調査し、しっかり分析することも可能であると考えております。関係機関と連携し、虐待をする親に対して情報をしっかり収集した上で調査し、結果を踏まえて、どのような環境で育つと将来親として幼児虐待をする可能性が高くなるかを把握すべきだと考えております。そして、そうした環境をなるべく作らせないため、家庭教育へのアドバイス方法や学校教育での指導法の改善を進め、今後の教育に生かしていくべきであると考えております。

そこで、身勝手なまま親になり、自分の子供ですら虐待をする親をつくっていないために、今まで教育局としてどのような取組をしてきたのか。年々増え続ける虐待通告受付件数からすると、親になるための教育の在り方の見直しも必要であると考えますが、警察や児童相談所、ボランティア団体と連携して情報を共有する形で収集し、子供を虐待するような自分勝手な親を減らす努力を行っていく考えはあるのか、教育長にお伺いいたします。

◎関根郁夫教育長

次に、御質問五、幼児虐待や子供への

暴行事件を起こす親についての情報収集並びに検証及び対策についてお答えを申し上げます。

虐待する親をつくっていかないために今までのような取組をしてきたのか、子供を虐待するような自分勝手な親を減らす努力を行っていく考えはあるのかについてでございます。

幼児虐待や子供への暴行は、本来、子供を温かく守り育てるべき親が、子供の心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える大変深刻な問題です。自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識、意欲、態度を促進するためには、人権感覚を育成することが大切です。そこで、学校教育の中では、これから親になる生徒が中学校の技術家庭科や高等学校の家庭科の中で保育について学習し、小さな子供の人権についても尊重する態度を養っております。子供を虐待する親自身の多くがかつては虐待を受け、自分が大切であると思う感情が損なわれていたという指摘もございます。道徳や特別活動を中心に人権感覚育成プログラムを活用して、自分の大切さとともにほかの人の大切さを認める態度や行動をとることができる子供たちの育成に努めているところでございます。

さらに、家庭教育力の向上を図るため、「親が親として育ち、力をつけるための学習」である「親の学習」を推進しております。「親の学習」を担っていただく人材として埼玉県家庭教育アドバイザーを養成し、各学校や保育所、公民館などで行われる保護者会や子育て講座に派遣しております。アドバイザーがしつけや生活習慣、子供の良さを認める内容の講座の進行役となり、参加者同士が話し合い、自らの子育てを振り返る機会を提供しております。

併せて、アドバイザーが親の育児不安や子育ての悩みを聞くなど一人一人に寄り添うことにより、親の不安感や負担感を軽減することにつながっております。虐待を受けた子供の対応につきましては、市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において、学校や児童相談所、警察など地域の関係機関が情報を共有し、具体的な支援に努めております。今後も学校、家庭、地域が一体となつて、子供たちが虐待されない社会となるよう努めてまいります。

り添うことにより、親の不安感や負担感を軽減することにつながっております。

虐待を受けた子供の対応につきましては、市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において、学校や児童相談所、警察など地域の関係機関が情報を共有し、具体的な支援に努めております。今後も学校、家庭、地域が一体となつて、子供たちが虐待されない社会となるよう努めてまいります。

### 箕面市議会、へ「憲法一条」に関する要望書

H28-10-11 憲法一条の会 代表 小野馨子

箕面市議会 議長 林 恒男様

要 望 書

菊薫る季節になってまいりました。議長、議員各位におかれましては日夜、市民、国民のためご尽力いただいておりますこと、感謝に堪えません。

私たちは「憲法一条の会」と申しまして、特に、国の将来を担う子供達に皇室を敬愛する心を育むことは日本を元気にすることに繋がると考え、そのような啓蒙活動を行っている市民団体であります。

#### 要望の趣旨

小中学校で、適時「憲法一条」の存在と意義をきっちり丁寧に教え、それにより教育基本法に示された「愛国教育」の完全な実施を目指すよう教育委員会に働きかけるよう要望する。

#### 要望の理由

さて、この頃皇室を軽視した不敬な発言(表現)があまりにも多いと思いませんか? 週刊誌やテレビ、新聞等マスメディアにおいて、皇室の方々が秋篠宮ご夫妻、佳子さま等、芸能人のように扱われ、また、着ている服のセンスがいいとか悪いとか、不敬にもほどがあると言いたくなるような記事が氾濫しています。さらに、ネット上においては目を覆うような写真が出たり・・・そこで、なぜこのような不敬なことを国民が許すのか、と考えてみました。それは先ず、日本国憲法の『一条』について国民が知らない。学校でしっかりと教えていないからではないでしょうか。子供たちは日本国憲法は九条から始まると思っているのです。天皇陛下と皇太子殿下が実の親子であることさえ、この程度の子供が答えられるのか。憲法は無効だ! 改憲だ! 元首を明記せよ! 等と議論をする前に、そういった今ある憲法の基本的なことを子どもたちにしっかりと教えなければならぬと思います。これが憲法一条の会を設立しようと思っただききっかけです。

平成28年6月16日午後、箕面市キョースモールで通行人に対し別紙のアンケート調査を行いました。10名づつ、計100人程度です。サンプルとは言えませんが、1000人に聞こうが1万人に聞こうが正解率が大幅に向上するとは到底考えられません。箕面以外の街でも何か所かでアンケート調査を行いました。同様な結果です。以上の理由により、趣旨に示すよう要望いたします。

【資料1-1】街頭アンケート (Level 1 小学生用)

お住まい 市 学年(小・中・高用) 年〇〇 歳

1 どなたのお写真でしょうか(〇で囲んでください) 1 安倍内閣総理大臣 2 石川啄木 3 天皇陛下 4 五木ひろし

2 上記写真の人は、どのような御方でしよう  
→タレント 2 評論家  
3 ソフトバンク社長 4 政治家  
5 元首

◎結果 (詳細はHPをご参照)  
低学年では全滅、高学年で2割程度が写真を見て陛下とわかる。  
※陛下のお写真添付

【資料1-2】街頭アンケート

(Level 2 中・高校生用)

1 天皇陛下と秋篠宮 (あきしのみや) 殿下の関係は?  
→兄弟 2 従兄 (いとこ)  
3 義兄弟 4 親子

2 憲法1条には何が書いてありますか?  
→国際平和 2 天皇  
3 人権 4 国際結婚

3 次の呼称の内、正式な言い方 (略式) はどれでしょう?  
→愛子様 2 佳子さま  
3 悠仁 (ひさひと) 君 4 皇太子殿下

4 天皇陛下の現在のお住まいは?  
→京都 2 大阪  
3 東京 4 長野

5 よみがなを書いてください  
皇太子殿下  
右記写真とはどなたでしょうか  
→天皇陛下 2 皇太子殿下  
3 秋篠宮殿下 4 ひさひとちゃん

◎結果 (詳細はHPをご参照)  
中学生全く全項目全滅。高校生で1割程度がバラバラと正解。

なぜかわからないが、陛下のお住まいは「長野」と書く生徒が数人いた。  
※皇太子殿下のお写真添付

【資料1-3】街頭アンケート

(Level 3 成人用)

1 マスコミの世論調査の結果は正しいと思いますか  
(正しいと思う・だいたい正しい・正しいとは思わない)  
2 今回の安保法案は (賛成・反対・わからない)

3 憲法1条には何が書かれていますか (戦争放棄・内閣の権限・天皇・選挙・総理大臣・わからない)  
4 憲法9条 (戦争放棄・内閣の権限・天皇・選挙・総理大臣・わからない)

5 憲法24条には結婚について書かれています。結婚に必要な同意は (家と家・親と親・本人と本人・家族と家族 (ペットを含む))

◎結果 (詳細はHPをご参照)  
『1条』の内容把握者は完璧に0。  
9条11戦争放棄は3割が正解。

**文部科学大臣に「憲法1条」に関する公開質問状**  
H28-10-11  
憲法一条の会 代表 小野馨子

文部科学大臣 松野博一様

公開質問状

菊薫る季節になってまいりました。文部科学大臣におかれましては、ご就任真におめでとうございます。そして、早速、日夜、国民のためご尽力いただいておりますこと、感謝に堪えません。私たちは「憲法一条の会」と申しまし

て、特に、国の将来を担う子供達に皇室を敬愛する心を育むことは日本を元気にすることに繋がると考え、そのような啓蒙活動を行っている市民団体であります

質問の趣旨

① 小中学校児童生徒に、天皇陛下のお写真を見せ、「この人だれ」と問うた時に、ほとんどの児童生徒が「わからない」と答える。このような現実を把握しているか。

② 一般国民に「憲法1条に何が書いてあるかご存知ですか」と問うた時に、ほとんどの国民は「わからない」と答える。このような現実を把握しているか。

③ 以上、①、②のような現実をどのように政策に盛り込まれるのか。

質問をする理由

この頃皇室を軽視した不敬な発言 (表現) があまりにも多いと思いませんか? 週刊誌やテレビ、新聞等マスメディアにおいて、皇室の方々が秋篠宮ご夫妻、佳子さま等、芸能人のように扱われ、また、着ている服のセンスがいいとか悪いとか、不敬にもほどがあると言いたくなるような記事が氾濫しています。さらに、ネット上においては目を覆うような写真が出たり・・・そこで、なぜこのよう

な不敬なことを国民が許すのか、と考えてみました。それは先ず、日本国憲法の『1条』について国民が知らない。学校でしっかりと教えていないからではないでしょうか。子供たちは日本国憲法は九条から始まると思っているのです。天皇陛下と皇太子殿下が実の親子であることさえ、どの程度の子供が答えられるのか。憲法は無効だ! 改憲だ! 元首を明記せよ! 等と議論をするのも結構ですが、その前に、そういった今ある憲法の基本的なことを子どもたちにしっかりと

教えなければならぬと思います。これが憲法一条の会を設立しようと思っただききっかけです。

そこで、先日私たちは別紙のアンケート調査を行いました。10名づつ、計30人程度です。サンプルとは言えませんが、1000人に聞こうが1万人に聞こうが正解率が大幅に向上するのは到底考えられません。子供たちは陛下のお写真を見てもだれかわからない、大人は憲法的一条に何が書いてあるかさえ知らない。

安倍政権は教育基本法を制定し、愛国教育の必要性を示しました。ところが現実には上記の通りです。もちろん急に世の中が変わるわけはありませんが、現実にはあまりにもひどいものです。

このようなわけで、私たちは安倍施政を応援する目的をもって「質問の趣旨」の通り質問させていただきました。2週間程度でご回答をいただければ幸いです。なお、回答はネット等で公開いたしますのでお含みください。  
【アンケートは前段、「箕面市議会への要望書」参照】

**滞納給食費「逃げ得」許さない 未納1億円超…弁護士が回収へ 大阪市 産経新聞 10月24日(月)**

学校給食費の滞納が増加している大阪府で、市教育委員会が11月から回収業務の一部を弁護士に委託することが24日、分かった。支払い能力があるのに再三の催告に応じない悪質な保護者が回収の対象。大阪市の滞納総額は昨年度末時点で小中学校合わせ1億円超に上り、滞納額は全国の中で多いとみられる。教育現場の負担軽減とともに、法律の専門家に託すことで「逃げ得」を許さない強い姿勢を示す。給食費の滞納整理業務に弁護士を起用するのは政令指定都市で初めて。

# 各位・各団体等からの報告・ご意見

## 中国の覇権主義が一段と強くなっている

トシヨンスデー誌協同組合  
事務局長 五條 剛  
H28-10-17

新たに説明するまでもないと思いますが、近年、中国の覇権主義が強くなっており、それに伴い我が国では尖閣諸島や沖縄の領海侵犯などが連日のように報道され、自衛隊機のスクランブル発進も過去最高を記録する等、我が国への挑発行為が年々激しさを増しています。中国が強気に出れるのは、日本が思っているほど国際世論は中国を嫌っていないという現実があります。

以前も書きましたが、東南アジアで結びつきを強くしているのはカンボジア・ラオス・ミャンマーです。

中露関係は現在のところ良好で、印露が結びつきを強くし、あわよくば中印関係も改善しようと目論んでいるとのこと。 (山東省、共産党幹部の話より) フィリピンの実習生送出し機関からの話ですが、新しく就任したドゥテルテ大統領は反米を主張し、急速に親中路線を取っています。フィピンとは南シナ海での領有権問題がありますが、フィリピンの領有権さえ認めればベトナム等と揉めている領有権問題で中国寄りの姿勢をとるだろうとの評価でした。背景としてはやはりなんだかんだいってチャイナマネーの底力はジャパンマネーを凌駕しているとのこと。欧州でも群衆装備品関係を中心に購入することで、露骨な範疇政策を

とすることもできず、結果としての実効支配を推し進めています。

日本は昔から情報戦・宣伝戦に弱く、性善説に基づく対応なので、勝つためには何でもするという中華思想に対抗するのは難しいでしょう。国家予算をつぎ込んでのシンクタンク創設などはできないのでしょうか？

## 強い姿勢で「少女像の撤去」を迫るべきです

H28-10-14 児島謙剛 (東京)

以下のように「共同通信が報道した」と、韓国の聯合通信が報じています。

>H28-10-13 聯合通信

韓国と日本が通貨スワップ協定再締結を議論することについて、日本の自民党政権内で慎重論が提起されていると共同通信が13日報道した。  
>協定を再締結する場合、駐韓日本大使館近隣に設置された日本軍慰安婦少女像の撤去など要求するように日本政府に促す方向の議論もなされたと共同通信は伝えた。

>会議に出席した財務省担当者は協定再締結のための交渉状況を説明し、>これについて自民党議員らは「協定を締結する以上、見返りを要求すべきだ」という意見を明らかにした。

韓国メディアによる報道ですので、信憑性が定かではありませんが、仮にそのような事実があるのだとすれば、とんでもないことです。なぜ「少女像の撤去」が、日韓「通貨スワップ協定再締結」の見返り交換条

件になるのですか？

そもそも、8月末に抛出手続きが完了した「10億円」の交換条件として、「少女像の撤去」を遂行すべきなのは、韓国側ではありませんか。ところが韓国は、「少女像の撤去」に向けた努力義務すら何も果たそうとはせず、それどころか、日韓合意に含まれていない「安倍首相による『おわびの手紙』なるものを勝手に追加要求」ゴールポストを動かしてきています。当の安倍首相が「毛頭考えていない」と拒否の姿勢を示すと、それに対して「逆ギレ」するなど、「不可逆的に解決」したはずの問題を蒸し返し続ける韓国側の増長ぶりは、目に余るものがあります。初めから分かりきっていたことですが、韓国とは、そういう国です。

日本とは決して「基本的な価値観を共有しない」国なのです。

日本は韓国に対し、あくまでも「10億円」抛出の合意義務を履行し終えたことを盾に取って、制裁も辞さない強硬な姿勢で「少女像の撤去」を迫るべきです。また、「不可逆的に解決」した問題を二度と蒸し返さないよう、強い態度で韓国に釘を刺しておく必要があります。

日韓「スワップ協定再締結」と「少女像の撤去」には、何の関係もありません。見返りの交換条件には成り得ません。

最後に、申し上げるまでも無いことですが、私が、日韓「通貨スワップ協定再締結」に「大反対」の立場であることを、併せて申し添えさせて頂きます。

## ザ・キング！・バースデー・ザ・キング！

H28-10-15 村田春樹

タイ国王フミボン陛下が崩御された。享年88、先帝陛下昭和天皇もあと少しで宝算88歳だった。

昨年12月9日のタイ国王のお誕生日を祝いにタイ行ってきた。奇しくも最後のお誕生日となったわけで、行って良かった。空港は豪華絢爛な巨大な祭壇やお写真で溢れていた。タクシーに乗ると運転手がいきなり「ハッピー・バースデー・ザ・キング！」と叫ぶのには面くらった。

あらゆるホテル・ビル・会社・商店街・町内会がその資力に応じて祭壇を出し、その前で歌舞音楽を楽しんでいた。町内会で御神輿を担ぎタイ風煌びやかな美女数人を先頭に王宮まで練り歩く。みんなにこにこである。まさに国中で心から祝っている。ちなみにタイでは父の日は此の日。母の日は皇后のお誕生日だそう

だ。もちろん軍人も華やかなパレードを繰り広げる。新聞は前日は一面すべて。当日は全ページ。翌日は一面全部を使って慶祝記事。羨ましかった。この国では軍人の背筋がピンと伸びているのに驚嘆した。憲法と国王という筋金が背骨に入っているからね。国王の色は黄色とされており、國中黄色い帽子とシャツで溢れていた。

私も早速買って身につけたが、モテるもてる(´▽`)。帰国してタイ料理屋に行くときに身につけていくとこれまたモテる(´▽`)。しかしタイにも心配がある。皇太子の私生活を暴いてその資質を疑問視する一群の人がいる。もちろん彼等は東亞に安定的な王国の存在が望ましくない某超大国の手先である。日本にもそういう一群の人(馬鹿)がいる

## 小池知事の所信表明に一言

H28-10-13 ドンカパチヨ

「教育に関するもっこの質問である

ところの、副校長(管理職)の成り手がいない現状に対してどうするかという点に対して、教育長は、人材確保に努めるなどと呑気なことを言っていて役人答弁に終始しました。私が期待した答えは、なぜ副校長と云う激務になり手がいないのかの原因を分析し、根底にある学校管理上の大きな軋轢や労苦を行政的に解決していかなければならないはずで。

学校現場の窮状にもっと切り込む姿勢が見たかったが、無理であろうか。小池都知事なら教育長はじめ教育委員会に的確な指針を与えることができるでありましょう。」という投稿を拝見しました。

東京都では、従来の「教頭」は学校の規模や困難度に関わりなく「副校長」と呼びます。職務内容は「教頭」と変わりありません。一時期高校の通信制など専決する事項が多い課程を担当する者のみを「副校長」と呼んだこともございました。ただが間もなく現在のようになりました。

副校長のなり手のなさは深刻で、副校長選考の申し込み倍率は1.0倍と言われていますが、実際には追加募集をしてやっとこの数が現実です。早晚、副校長がいけない学校が相当数出ることが見込まれます。また、指導に疑問があった者など質にも問題が生じています。

その理由について私見を述べます。私はいは、これから選考を受けるかという絶対性を受けません。「やってバカ見た」というのが本音です(自衛官募集に熱心だったり、かつて国旗掲揚や国歌斉唱のために奔走したなどからアカの人事に差別されたのでしょうか)。

1 年齢構成の問題

東京都には約1600校の小学校があります。第二次ベビーブーム以降は急激な学齢児童の減少があり、小学校の新規採用数が200名程度の年が10年程度続いています。途中対象者が半数近くを上る教員の実態を考えると、全員を校

長にしても不足することは算数ができれば明らかだったわけですが、今、あわてていることがまず信じられません。

だから、今、校長を再任用し、できるだけ退職年齢を足伸ばししています。ということとは、これから副校長になる人は校長ポストが空かない、つまり副校長期間が異常に長いこととなります。長い間には後に述べる業績評価制度が災いして場合によっては校長になれないかもしれない。制度に甘えるばかりの人事のやり方では決して人の心は動きません。

2 激務の問題

確かに学校に対する世間の期待は大きいものがあります。その裏返しに苦情やご意見も相当数寄せられています。不満の口は利用されているような苦情も多いことは事実です。これには教育委員会等の対応にも課題があります。多くの場合、学校が悪者になった処理を求められます。窓口は副校長です。

一般の期待に比べて様々な施策を実施しようとするのはいいことでしょう。ただ、施策のための施策、担当者が変われば書類の山だけ残り、報告して計画を立てただけに終わる事柄も数多くあります。授業の改善や学校経営に関するプランも「かつ消えかつ結ぶ」状態。

生徒指導についても似通った「〇〇月間」がいくつもあって、その都度計画書も報告書も必要になります。確かにこの企業も厳しい業績を求められています。そのため企画や計画は重要でしょう。しかし、短期的な業績のみが先に立つてなんでもいいから「やった!」のみが求められたとき、大きな失敗をしている企業が多いことも事実です。着実な改善は勿論必要です。その着実さがないと疲労感が先に立つだけかもしれません。

3 着実さの問題

いじめ、家庭生活等課題が山積する中で、どうしても、学校の役割は大きく

ります。学校は前向きな物事を大切にします。だから、他の行政のように強制力を持つことは全く想定されていません。多くの福祉の現場以上にさまざまな課題の組織的な解決に迫られます。

さまざまな改善が提唱される中で、学校の改善が今一歩であるという感を多くの方が持っていると思います。確かに、あれやれ、これやれも閉口しています。が、学校を改善しようとする中で、やはり一番遅れていることが人の課題です。他の組織と一番異なることは、職層を基本にした組織体としての運営ができていないことです。

校長を中心に副校長、主幹教諭(未設置の県も多い)、主任教諭、教諭と職層に応じて責任を分担し、組織として動くあたりまえのことができていない場合が多いのです。これは、長く教員は「平等」であり、自分の判断が一番優位であるとした職員団体の影響を強く受けていたからです。せつかく職層を整備しても、「それは上下でなく賃金のための方便である」との声がいくらでも聞こえてきます。これ見よがしに選考を拒否する者すらいる実情です。組織としての仕事が結局副校長のところで停滞し(つまり下に命じにくい)、抱え込む原因になっています。

授業改善も学校による差がありますが、歴史の指導内容が学習指導要領の定める内容と違っていたり、明らかに特定の政治的意図をねらった指導が垣間見られるなど、結局、児童生徒にとって大切な授業内容の内容や指導に、踏み込めないままになっている場合が、多く見受けられます。

また、教員にも創意工夫をはきちがえ「授業内容は自由である」という意識がまだまだあることも事実です。副校長にも授業を指導するいとまやノウハウがないことも実情です。

職員員の鍋蓋意識を払しょくし、児童生徒が学ぶべき内容がきちんと指導できるように職層による学校の運営確立とそ

のための研修制度(初任者は1年程度全寮教育が望ましい)の確立が非常に大切だと思っています。

4 苦勞が生きるのか?

教員にも業績評価制度が定着してきました。業績評価をすること自体は厳密であるべきでしょう。しかし、その内容には大変な疑問を感じています。職員は校長や副校長をよく見えています。苦勞をしても虫けらのごとく左遷されたり、病気になるってしまったりの姿を見ていれば、決して昇任選考など受けたくないと思います。

業績評価をする場合、必ず一定割合下位の評価がつかます。この評価がつかくと、事実上校長への昇任選考は受けても無駄という宣言です。ほとんどの副校長は誠実に仕事をしているのも関わらず一定割合「下位」になります(割合はそんなにサボっている副校長がいるの?というくらい多いです)。

多くの場合、下位評価は実績がつかない場合、つまり荒れていて指導に明け暮れ学力が伸びなかった場合、職員団体の力が強く施策が推進できなかった場合などが該当します。校長との折り合いが悪い場合もあります(自分自身は左翼校長に相当差別された)。自衛官の募集協力推進や堅実な授業内容推進などの取組は全く評価されません。つまり、苦勞している人ほど評価が悪いことになり

ます。逆に評価者の覚えがめでたい人(左寄りのコネ?と勘ぐっている)は良い評価がつかせようなどころに配置されます。人事が公平に行われているとは到底思えません。今迄の人事や配置への疑問がなければ、これほどに副校長の発掘に苦勞することは無いのではないのでしょうか。

# 杉田謙一の歴史・時事研究室

教育勅語換発の日  
2016.10.30

明治二十三年十月三十日 教育に関する勅語が換発された。

今日ではほとんど耳にすることがなくなつてしまつたが今一度振り返つてみたい。

朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ

此シ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ

博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

一日緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス

又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ

子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日  
御名 御璽

実にリズムミカルにして端的に人として生きる道を示した文であります。日本人の美風を

克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルと表し、教育の大目標が示され、そのためには

父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ

博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

一日緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

の心がけをうたつています。

妻が昨日会津旅行から帰つてきて私に土産として「よみがえる日新館童子訓」をくれました。

「什の掟」ものつていました。今の幼稚園から小学校低学年の子供たちに常にしっかりと遊ばせ、同時にしっかりと以下の掟・心構えを研修していったのだとあります。

町内に住むおよそ十人前後の子供のグループをこの集まりのことを会津藩では「什(じゅう)」と呼び、そのうちの年長者が一人什長(座長)となりました。

毎日順番に、什の仲間はいずれかの家に集まり、什長が次のような「お話」を一つひとつみんなに申し聞かせ、すべてのお話が終わると、昨日から今日にかけて「お話」に背いた者がいなかったかどうかの反省会を行ったのだそうです。

一、年長者(としうえのひと)の言ふことに背いてはなりません

一、年長者にはお辞儀をしなければなりません

一、嘘言(うそ)を言ふことはなりません

一、卑怯な振舞をしてはなりません

一、弱い者をいぢめてはなりません

一、戸外で物を食べてはなりません

一、戸外で物を食べてはなりません

一、戸外で婦人(おんな)と言葉を交へてはなりません  
ならぬことはならぬものです  
年上があれば「六科」「六行」「八即」などの人間形成上の目標が定められ、まさに生涯教育がなされていたといえます。

教育勅語も同様に己の日々を振り返る徳目であるといえます。日々声に出して正しい選択ができたか、振り返りたきものです。

ただ今日では学校教育にあつてもこうした徳目を見聞きすることはめつたになくなつています。

受験生が「必勝」だとか「目標〇〇大学」とかの大書文字を張つて己の意識を常に高めることをするように、徳目や目標を見えるところに常に置くのは大切なことでありました。

私は教員時代、クラスの黒板の上、学級訓のところへ「教育勅語」を掲示していました。毎日歌や御製を教えたりしていましたから勅語の徳目を掲示するのは私にとっては当然のこと、しかし職員会で問題視された。校長は「杉田先生は社会科の資料として掲示しているのでしょ」と平然とかばつてくれましたが、あまり問題になるならその学期で降ろすはめに。

確かに教育基本法が改正され、良い傾向にはなつてきましたが、いまだに徳目を子供らの前に常に示すものがないのもんだいでありました。せいぜい「宮沢賢治の「雨にも負けず」くらいでしょうか。

勅語の表記が現代にふさわしくないならば、教育基本法改正の趣旨に合わせて平易な言葉でしかも拡張高い教育勅語に代わる徳目を載せた分が出ないだろうか。文科省には道徳授業の教科化の開始に合

わせて新たに作成してもらいたいものです。その際、教育基本法の改正趣旨に沿つたもの、法の精神に沿つた表記にすれば野党も反対しにくいでありましょう。

無論各市にて児童教育憲章や郷土の偉人の言葉などで作つた徳目などがあればそれでもいいでありましょう。要は目に付くところに我が身を振り返る徳目などが適切に掲示され時に唱和される環境を作るのが大切でありましょう。

一昨日市内の高校の一授業でこんな発言がなされて悔しがつた高校一年生が相談に来ました。「俺が教員でなかったらとつづくにお前らをぶつ殺してやる。教員が生徒に暴力をしたらイケナイなんてルール決めたやつは誰だ」「いつでもかかつてこい」まあこつた話は日常茶飯事なのでしょう。しかしさすがに度が越してますね。今回はさすがに学校に注意はいたしました。

各式典でもむだ話をしているのは生徒でなく教師である場合もおおい。やはり教師を育てるところからやり直さねばならないでしょう。

皇太子奉迎がむかし残念であつた  
2016.10.29

産経新聞が「生前退位」の言葉の使用をやめ、今後「譲位」の使用をなすことを表明。朝日も生前を取つて「退位」表現となるという。「今すぐの退位ではない」との意味を含めての「生前」の使用と、陛下のお立場の変更に重点を置いた「退位」の語句の任務は終わったとし、今後皇太子への譲位問題も併せての問題としての「譲位」表現となるというこのようだ。

とってつけたような理屈のようでもありますがこの言葉で「讓位」批判をされる人の反発を回避できるなら好ましいことでありましょう。

昨日・本日と皇太子がご来県予定であり、奉迎の諸準備に奔走してきましたがこれが中止となり、急に力が抜けてしまっただ。訪問してくれた友と久しぶりに冷静に先入観なしに戦後の日本・皇室論を語る。不遜ながら記す。

1、皇室は国民の税金で生活しているなど非難する言葉を出して皇室批判をする者がいるが、ならば自由に収入を得ていたればどの程度の収入をお持ちになられるか、思ってもみればいい。

尚像権を主張されれば日本最高の俳優の何倍の収入をお持ちになるのか。いかなる商品であろうと「マーシャル」に出られれば巨万の売り上げになろうし、出演料は数億円になりましょう。あのなんでも批判の朝日ですら皇室関係出版で大儲けしているから皇室問題では非難の記事はさほど書けないほど。経済活動をなされれば日本は大混乱は必定。

国税を使っていただき質素にしていただいてるわけですが、一国会議員ですら億超える費用をかける。その何倍もの公務をこなされる皇室に本来の報酬を支払うならばいかほどかかるか。また商行為でご生活をとすればどのほど豊かな収入となられるか。ですがそれでいいのですか。これらのことに対して税金を使っているなどと批判する者はなんと答えるのであろうか聞きたいもの。それを言うものが税金で生きる教師や公務員なら大笑いではあるが。もっと言えば皇室財産をお返ししてからもものを言え、ですよ。

2、天皇存在は無私であるべきで、退位をお語りになるのは好ましくない、と、保守人が語る。「無私であっていただき

たい」と思うのはよろしからう。しかしなぜ陛下だけに「無私」を願って平気でおられるのかを問いたい。

国家存立のためにこのままでは立ち行かぬ、と、ご希望を語られることを禁じる権利がどの日本人にあるのか。

男児をお生みくださいと、世の女性に言葉を発すればこれこそハラズメントの大非難が巻き起こる世に、皇族女性にはなぜゆるされる。子宝に恵まれに方はいくらでもいらっしやるのに、皇族だけは例外だとなぜいえるのか。

名誉棄損が明白な記事を書く者らに、ご意見をすらすらおっしゃられないのが皇族の方々。皇室バッシングを記載する雑誌新聞マスコミに名誉棄損の訴えを起こしませずに、皇族には堪えてくださいと暗に言っているのが陛下のご発言を好ましくないと思っている保守人の現実ではないか。陛下のご意見表明を止めようとなされたり、別の解釈をしようと躍起になられる保守界の重鎮とみなされるお方とは一体いかなる特権階級の方なのか。誤解がないようにとヒデオにて直接国民に語られることを「クーデター」などと表現される御仁すら見えたが、なんたる不遜。もっとも謙虚なご表現で「摂政ではだめ」と語られたことに対し「いや摂政設置で

ごかんべんを」と言い続ける保守言論人などの人に「何を血迷っているのか」といいたい。

3、皇室と国民をこれほどまでに強き関係を築かれたのは一体どなたなのか。

学校教育か、学校教育か、政治家か、いや100パーセントといってもよいほどひとえに陛下おひとりのご努力のためものではなかったのか。陛下おひとり、かくもしっかりとされた皇室と国民との深きつながりを構築されたことをいかに思われるのか。

震災などの天災時にいち早く現地に行

かれて慰霊や生存者への激励などをなされたのも陛下。そのお姿を目の前にして国民は涙し復興を誓った。必死の努力をなしたのだ。陛下が気にかけてくださった。陛下の真心に接した被災者が皇室存在を敬愛していかれるのも当然の話。象徴天皇が国民に定着したのもひとえに昭和天皇今上陛下の国民の幸をひたすら願う行じられたその結果ではないか。

そのお方が、今後天皇の職責が果たせない危険性をお語りになる。これを真摯に受けずして何をかいわんや。

4、ちなみに戦後の日本が諸外国からの敬愛を受けるに至る最大の外交をなされたのも皇室。首相がどれだけ援助資金などを携えて外交をなしても陛下おひとりのご存在には到底及びはしない。

5、七年もの占領統治で日本人はすっかり価値観を変えられてしまった。欧米の植民地からアジアの解放をなすとの大成果をなしたその日本人は先人を軽んじ、慰霊を忘れ、昭和元祿を満喫して文化大革命並みの日本精神の打破に奔走する。憲法学者や教員らも革命憲法を絶賛して「敗戦」を「祝う」国民すら輩出。共産党の君主制廃止の主張に乗り革命運動に走るものも。その中で、陛下は占領軍の意図に反して全国御巡幸をご使命とお感じになられご実践。

日本の国家の連続性が保てたのも突き詰めれば昭和天皇おひとりが退位なされなかったという一点に尽きるのではないか。国民が陛下をお守りするなどというのはおこがましい。日本は陛下によって守られてきたのが現実。沖縄返還も陛下がダレスと語り主権を日本に残しての米軍統治を飲ませた。陛下のご意思が沖縄返還を可能にしたといえる。これを非とするものは悪意ある革命論者ではないか。

6・天皇陛下の祭祀とは何か。世の平きを祈りくださることであるのはわかる。だがそれだけで結構ですから天皇にいていただきたい。こう願う保守学者や活動家も多からう。公的行事の簡素化を審議する委員会も発足した。それも結構。ただ、祈りとは何か。

僕らにとって「学問」は「知行合一」。傍観者であっては学問の実践者とは言えないように、陛下の祭祀も同じことではないか。祭祀と行幸とは一致。「祭行一致」とでもいおうか。「祭祀」だけであってはならずその実践こそが行幸他公的行事とお考えになられているのではないか。実践があつての祈りであると。保守派で沖縄から敬愛を受ける者は極めて少数。しかし陛下は沖縄を忘れな

いようにと六月二十三日を常に気におかけになり琉球歌を誰よりも多く詠って見える。これこそが陛下の「祭祀」でありその実践である「行幸」であると思ふべきでありましょう。従って陛下は祭祀のみのご存在ではないと信じてお見えになるのではないか。だから、その体力を持つ皇太子に天皇位を担うように譲位することをお願いになっているのではないか。その他、本来奉迎予定の時を同じくし様々な話をすすす。むしろ人以上は雑談内容であり、未整理な論者に過ぎないが。

陛下と国民とをつなぐ任務を市井の身ながら僕らは担わせていただいているつもりであります。奉迎活動もその一つ、国旗掲揚も陛下への感謝の道と心得て。時には警察への苦情も。しかし陛下の国安かれのお気持ちと日々のご実践に比べれば何もなしていないと同様。できることから進めていくしかできないのが現実であり、残念ではありますが致し方ありません。

今日も自宅・事務所・氏神に弔旗掲揚しました。

# 今日の新聞報道・ニュース等

**「憲法審は民進抜きで」  
維新・松井一郎代表、改憲勢力  
のみでも審議進めるよう自民  
に促す**

2016.10.25 産経

日本維新の会の松井一郎代表（大阪府知事）は24日、大阪市内で産経新聞のインタビューに答え、約1年5カ月実質的な審議が行われていない衆院憲法審査会について「民進党が入らなくとも自民党は開会の決断をしてほしい」と述べ、維新など改憲勢力のみでも審議を進めるよう求めた。

松井氏は「民進党は誘っても（審査会に）出てこない。自民党は民進党の国会対策に遠慮する必要はない」と指摘。「自民党が開催に躊躇（ちゅうちゅう）している」とも述べ、積極的な対応を促した。

一方、次期衆院選の目標については「衆院でも維新単独で法案が提出できるようなにしたい」と述べ、積極的に全国に候補者を擁立する考えを示した。維新の現在の衆院の議席数は15。法案の単独提出には21議席以上が必要となる。

沖縄県の米軍北部訓練場のヘリコプター離着陸帯建設工事の警備に当たる大阪府警の機動隊員が工事を妨害する勢力に「土人」と発言した問題については「差別的発言は許されない」としながらも、「職務に忠実に働いた警察官に『苦勞さま』というのは当然だ。（機動隊員の）発言に至った背景も知ってほしい」と述べた。

日本維新の会・松井一郎代表の発想と着眼点は素晴らしいの一言。このような

発想と発言の積み重ねが、公明に変わる存在へと導くものと考えている。

大阪の自民党もそうだが、本部・東京の自民党もおこりの傾向が見られる。日本維新は八方に目を配り、特に自民党に驕りの兆候を感じたら、是非、厳しく警告してもらいたい。また、自己の足元にも注意をはらい、先般あったようなりーヌの車を自宅に持ち帰り、本人ならまだしも妻が買い物に利用し、代金は政務活動費で払うという無様なことだけは、行わないでほしい。

10/26 大阪 池田博義

**「処分は採用権の乱用に  
当たらない」  
不起立の教諭側が「審も敗訴  
大阪高裁」**

2016.10.24 産経新聞

大阪府立支援学校の卒業式で、君が代を起立斉唱しなかったため減給処分を受けた教諭、奥野泰孝さん（59）が、府に処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は24日、「処分は裁量権の乱用に当たらず違法ではない」として、原告側の控訴を棄却した。

中村哲裁判長は判決理由で「職務命令は思想、良心の自由を間接的に制約する面はある」と指摘。その上で、君が代を起立斉唱することや、式場外での受け付け業務を命じたことについて「許容できる程度の必要性と合理性がある」と判断した。

判決によると、奥野さんは平成25年3月の卒業式で、式場外での受け付け業務を命じられていたが式場内に入り、国

歌斉唱時に起立斉唱せず、減給1カ月の処分となった。

奥野さんは判決後の記者会見で「非常に残念だ。自らの思想、信条を表明することは認められるべきだ」と話した。

府教育庁は「今後も教職員の厳正な職務規律の確保に努める」とのコメントを出した。

裁判で大阪では勝訴するのに、東京では敗訴する。何故か？ 大阪には国旗を掲揚し、国歌を斉唱することを規定した条例を制定しているから。維新の功績の一つです。自慢させていただきます。

10/26さかい良和FB

◎ 坂井良和先生  
大阪維新の会顧問 元大阪維新の会  
団長（創設者）、元大阪市長議員

**「土人」「シナ人」発言、  
2警官を戒告処分**

10月21日(金) 読売新聞

沖縄県の米軍北部訓練場周辺で、警備に派遣された大阪府警の機動隊員が反対派に「土人」などと発言した問題で、府警は21日、発言者の男性巡查部長（29）を戒告の懲戒処分とした。

その近くで「シナ人」と言った別の男性巡查長（26）も戒告とした。2人は「不適切な発言で申し訳なかった」としている。府警は、監督責任があった男性警部（41）も所属長口頭注意とした。

**「報道やり過ぎ」「反対派も過激」  
大阪府知事 差別擁護に批判 背景  
に基地集中容認**

10月21日(金) 琉球新報

【大阪】松井一郎大阪府知事は20日午前、登庁時に報道各社の取材に応じ「表

現は悪かったし、反省すべきだと思う」と述べた上で「（発言した）彼自身、命令に従って沖縄のために無用な衝突が起らないように職務を遂行しているわけで、あまりにも個人を特定されて、大メディアも含めて徹底的にたたか。これやり過ぎでしょう」と述べ、発言した警察官への報道が個人への攻撃になっているとの見解を示した。

松井氏は北部訓練場周辺の抗議行動に対して「もともと混乱地で、無用な衝突を避けるために、警察官が全国から動員されている。じゃあ、混乱を引き起こしているのはどちらなんですか」と述べた上で「反対派の皆さんもね、その反対行動、あまりにも過激なんじゃないか」と述べ、市民らの抗議行動が過激だとの見解も示した。

**反対派の機動隊員に対する罵詈雑  
言を聞いたことがあるか？ 「土  
人」発言招いた沖縄の異常空間**

2016.10.25 産経

沖縄県の米軍北部訓練場のヘリパッド移設工事をめぐり、現場を警備する大阪府警の警備隊員が工事反対派に「土人」と発言したことは、何から何まで間違っている。

だが、不思議なことに、沖縄県警を含む機動隊員が日ごろから浴びている暴言については報じられることがほとんどない。

先月、現地取材した際、訓練場周辺は罵詈雑言に満ちた異様な空間だった。機動隊員を乗せた警視庁の車両に「帰れ帰れ」と罵り、殴りかかるそぶりを見せる活動家があった。大阪府警の機動隊員を意識してか、カメラを抱えた男性が「この借りは大阪で返してやるからな」と悪態をついたのも耳にした。

ある沖縄県警の機動隊員は反対派の

活動家から「おまえの子供を学校に通わせなくしてやる」「八つ裂きにしてやる」と言われたと明かす。休日に家族と買い物をしていると、出くわした反対派から「こんなところで何をやっているんだ」と難癖をつけられたこともあるという。

「マズイ!」「差別だ〜!」と左翼が騒ぐ口実を与えてしまった。

問題は騒ぎ過ぎ。なぜ、「この隊員は沖縄を離れ府警に戻った」「極めて遺憾だと陳謝」などと騒ぐ必要があるのだろうか。

上司から「コラ! 言葉キイつけ。ケツバット一発」で済む話ではないか。ケツバット、要は経歴に傷がつく戒告はやりすぎだと言いたいのだ。だれが考えても

「差別」などあるわけもない。ただ、無法者を二ガニガしく思っていたことは事実だろう。大阪などでは機動隊はほとんど無言で取り締まりを執行する。口が滑ったお巡りさん、「修業が足らん」と上司からお説教すれば十分の案件ではないか。

沖縄の過激左翼に対する、警察の姿勢こそが最も重要。謝るものは謝らなければならぬ。しかし必要以上謝ると誤ったメッセージを流したことになる。毅然として、警察!

極左の連中も成田で敗北、北海道も敗北、日教組も崩壊寸前、最後の砦が沖縄。左翼の連中も、イヨイヨ行き場がなくなってきたようだ。 増木

# 副読本「朝鮮人虐殺」記 載へ 横浜市教委が方針

## H28-10-8 神奈川新聞

横浜市教育委員会が作成中の中学生向け副読本の原案で関東大震災における朝鮮人虐殺の記述がなかった問題で同市教委は7日、虐殺の史実を記載する方針を明らかにした。市教委定例会で報告した。

虐殺の背景まで詳述した旧副読本は、必要に応じて生徒が閲覧できるようにデジタルデータ化して活用を続けることを検討している。(石橋 学)

作成を担当している指導企画課の三宅一彦課長は「横浜で起きた痛ましい出来事を学ぶことで歴史の理解を深め、防災教育の面からも多面的・多角的に考えることのできる記載になるよう検討している」とし、記載を前提に編集作業を行っていることを教育委員に説明した。

新副読本は読み物中心だった従来の副読本を、自ら学習を深めていくための補助教材としてコンセプトごとリニューアルするもの。朝鮮人虐殺は歴史のページで扱う方向という。

旧副読本では「朝鮮人が暴動を起こす」などのデマを信じた人たちが殺害に走ったこと、背景には植民地支配に反発する朝鮮人への恐れや差別意識があったことが書かれていた。新副読本を入りに、詳しく書かれたデジタルデータ化した旧副読本へ誘導するといった活用を学校現場に促していくとしている。

新副読本を巡っては市民団体「歴史を学ぶ市民の会・神奈川」(北宏一朗代表)が情報公開制度で原案を入手したところ朝鮮人虐殺の記述がないことが判明。歴史研究者や市民団体から虐殺の史実と背景を載せるよう求める要望書が市教委に寄せられていた。

「教訓くむべき」教育委員理解示す市教委定例会は20席の傍聴席が埋まり、副読本問題の関心の高さをうかがわせた。市教委事務局の報告にも5人の委員全員が発言。朝鮮人虐殺を記載することへの異論は出なかった。

定例会終了後、指導企画課の三宅一彦課長は「こちらの考えを否定した委員はいなかったと受け止めた」と話した。今月中の原稿確定を目指して方針通りに編集作業を進め、岡田優子教育長の決裁

を経て年明けにも生徒全員に配本したいとしている。(石橋 学)

各位

横浜市教育委員会が全面改訂を検討中の中学校用副読本の原稿案に、現行版では記述されている関東大震災直後の朝鮮人殺害の記述がなかったことから、左翼市民団体や一部の歴史研究者が記載を求める要望書を提出し、神奈川新聞がこれを支援する特報記事で煽っていました。

一方、これに対抗するべく「教育を良くする神奈川県民の会」では添付ファイルの陳情書を提出し慎重な検討を求めています。

10月7日の教育委員会定例会で審議され、神奈川新聞をはじめ各紙(添付ファイル)は「朝鮮人虐殺記載へ」と記載することに決定したかのような報道をしていますが正しくありません。正しくは「今後も検討を重ねる」ということであって決定した訳ではありません。

まして神奈川新聞の「虐殺」という文言を記載するなどというのは全くのデタラメです。つきましては、添付ファイルの陳情書及び関東大震災のポジティブな事例を参考に、「虐殺」などを記載しないように横浜市教育委員会に要望をお願い致します。

(横浜市教育委員会 指導企画課)  
電話: 045-671-3265 FAX: 045-664-5499  
メール(教育総務課): ty\_somn@city.kohama.jp

事務局 木上

平成28年10月30日

横浜市教育委員会 教育長 岡田優子様

教育を良くする神奈川県民の会 代表 新井 三男

横浜市立中学校用副読本について陳情

日頃は、横浜市の教育行政にご尽力いただき深く敬意を表します。新たに作成中の横浜市立中学校用副読本に、下記の通り陳情しますので、高配賜りますようお願いいたします。

1. 陳情項目  
新副読本については、外部からの圧力に屈することなく、「横浜市教育大綱」や「横浜市教育振興基本計画」などを踏まえ、優先的に記載すべき事項を慎重に検討して載せたい。  
2. 陳情の理由  
新副読本は現在の「わかるヨコハマ」から大幅にページ数が圧縮されるため、優先的に記載すべき事項は慎重に検討する必要があります。  
新聞報道等によれば、現在検討中の新副読本の原稿案に、関東大震災直後の朝鮮人殺害の記述がないことを、一部市民団体や歴史研究者などが問題視し、市教委に要望書を提出したとのこと。  
しかしこのように、自分達が関心のある特定の事項にのみ焦点を当て、記載を求めることは極めて不適切です。これでは、多くの団体や個人がそれぞれの関心事項の記載を求めれば際限がなく、副読本は偏ったものとなります。  
また、一部には市教委や議会を非難するキャンペーン記事などもあるため、原稿案が書き換えられれば、圧力に屈したとの印象を市民に与えかねません。  
つきましては、新副読本に優先的に記載すべき事項は、教育基本法や学習指導要領はもとより、「横浜市教育大綱」や「横浜市教育振興基本計画」などを踏まえ慎重に検討し、副読本作成の本来の目的にかなうものとするように陳情致します。

# 連合監隊各監の予定・活動報告

## NPO 法人百人の会

●第26(通算93)回定期理事会  
10月15日(土)午後  
鶴野飛行場(加西市) 慰霊と見学  
(巻頭参照)

※理事会は原則2〜3か月毎に開かれ、会の重要案件を議論します。また、ゲストをお招き、時の時事問題を講演していただきます。理事会は理事の方はもちろんのこと、理事以外の方のご出席も大歓迎です。

## 英霊を被告に訴える会

### 【東京】

●第11回口頭弁論(結審) 東京地裁  
12月2日(月) 14時〜  
(13:30頃傍聴抽選)  
報告会 弁護士会館(裁判所裏) 時間等未定

### 【大阪】

●第2回控訴審 大阪高裁  
平成28年12月8日 14:00〜  
(13:20頃傍聴抽選)

年内に東京は1審、大阪は2審が終わります。判決はともに2〜3月。そして年度明けに東京は2審が始まり、お盆のころ2審が終わり、最高裁へ。丁度来年の今頃最高裁の結論が出るでしょう。大阪は年度明けに最高裁へと審議が写り、お盆のころ終結するでしょう。引き続きご支援をお願いいたします。

※予定は変更になる場合があります。直前に日程を再度確認ください

## 憲法一条の会

### ●親王殿下訃報に接し

憲法一条の会 代表 小野馨子  
三笠宮崇仁親王殿下が薨去なさいました。あらためて殿下のエピソードを讀んでい

ると、御幼少時に「澄宮」と称され「董謡の宮さま」と呼ばれ、竹久夢二の挿絵付きの楽譜『澄宮殿下御作童謡』は東京の弥生美術館に所蔵されているそうです。何度か訪れているのでそういえば目にしていたんだな、と思い出していました。心から哀悼の意を表したいと思います。

一条の会 副代表 杉田謙一

三笠宮殿下のご薨去を心より哀悼いたします

三笠宮は皇室初の100歳のご長寿であられました。お若き頃は軍人として国家防衛にご尽力賜り、皇軍の士気の乱れをお聞きになるや、決して増長してはならぬとその是正を強く主張になられたと伺います。陛下の終戦のご聖断が下されるや、厳肅に大御心に沿うべしとされ、軍の決起を抑えられたと聞き及びます。戦後の混乱を鎮めるのにもご尽力下さり和平のなされた後はオリエントの文化の研究にご尽力なされも、皇室の安泰のため国民のために皇室の補佐をなしてくださいだったのであります。

憲法一条の会 事務局長 増木直美

「逝去」ではなく「薨去」

産経系は「薨去」と表現したが、他は「逝去」。殿下の最後へいよいよ三笠宮崇仁さまではなく親王殿下とお呼びし、薨去と言えないか。マスコミの無礼にただただ申し訳なく思います。

## 今月のお客様

◎10/22 日本世論の会会長 三輪和雄氏  
小池新党はできないと思う。  
◎10/23 シャンパシー荘子氏  
タイ在任十数年、タイ国での国民の国王に対する思いを拝聴。映画館では本編上映前に全員起立で国王の映像。朝と夕方、街中で国歌が流れる。その時立ち止まる

## 活動資金の協力をお願い

まずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。  
『M情報』は、後記のサポートしている団体にご縁のあった人の名簿を管理し、『M情報活動報告』を現在のところ毎月全国約5千(目標1万)部発送しております。

このレポートにもありますように、私も子供達に誇りある国を残すため、日々命がけて戦っています。ところが問題は活動資金。今まで以上にがんばります。何卒資金のご協力を伏してお願ひ申し上げます。

※ この、M情報機関紙は新聞の形態をとつていますが、「活動の報告書」です。特に「購読料」は設定していません。カンパをよろしくお願ひいたします。

## 原稿・同封資料の募集について

掲載ご希望の論文、情報等ございましたらとんとん表記事務所までお送りください。また、弊紙は郵メールで発送し

か立ち止まらないかで、タイ国民か外人かがわかる。  
◎10/26 杉並区議 松浦芳子氏  
地方の行政視察の途中来阪。金沢のある公立中学校で、立派な武道館を見学。そしてそこには神棚があったという。素晴らしいことなので早速紹介しようと思ったが、それをやると左翼の餌食に・・・日本、困った国だ!

郵便振替 00980-8-245547 MASUKI情報デスク  
お申し込み 099-0245547 MASUKI情報デスク  
三菱東京UFJ銀行 千手中央支店 004349 普通 増木直美

○カンパ金の主な使途  
下記サポート団体の、

- ・活動の資料等の発送費・道路、公園使用申請料・交通費、通信費・資料、CD等の制作費・備品購入費等
  - ・M情報がサポートしている主な団体
  - ・NPO 法人百人の会 ・救つ会大阪
  - ・米国に原爆投下謝罪を求める会
  - ・憲法一条の会
  - ・英霊を被告にして委員会
  - ・竹島を奪還する会・関西
  - ・靖国神社に眠る御霊に感謝する会
  - ・大阪の公教育を考える会、他
- ◇ 前記口座、または同封の郵便振替に ついて協力ください。

## 諸情報のメール配信について

『M情報』では、日々、全国各地の仲間から、または情報収集の専門家から情報が送られてきます。それをメールで転送します。内容はごよりも詳しく多種多様。「量が多過ぎた」とお叱りを受けたり

ですが、試して一度受信してみませんか。ご不要でしたら即停止いたします。要領は次のアドレスに「メール希望」と空メールを(発信名義NPO 法人百人の会)。  
h100prs@oregano.on.ne.jp